

署名する

昭和二十八年十一月五日

福生町議会

議長

議員

田村義太郎
田村利一

令 村尾節
令 西村節



東京都西多摩郡福生町役場

福生町議会協議会議事録

一 出席議員は左の通り

田村政一 森田吉一 井上頼太郎 田村祐一

設楽美知 瀬古清彦 高橋三郎 中野五郎

貫井作作 野島五 船木其平 並木竹松

森田幸彦 橋本雁一 田村義太郎 鮎沢美代子

村野吉平 村尾四郎 西村節 田村利一

井梅泰輔

一 町側出席者

森田町長 秋山助役 大野總務課長 貫井民生課長

一 書記 上野重勝

一 福生町風紀取締條例について

一 町長 九月十日の入禁止以来町及び議会に協力して啓蒙運動を

実施して来たが今度の立入禁止は米軍の規則集により司令官の権限で実施された関係及び昨年の立入禁止に於ける際、取締当局との誤解等、解除は困難である。当方の淨化対策について米軍側は認めてはいるがその効果を見ない中は解除の見通しはない。更に長期に亘る立入禁止の結果は色々弊害が起ってくるので接渉の結果として町條例の設き、それを根幹として取締の強化^{（附）}、風紀取締りの要望書を取締り当局におして接渉いたしたい。條例案中誤解を受丁易い点、用語について解説を加えると、才一條に於けるは善良の風俗と社会秩序の健全なる発達をはかる以外に他意ないことを示している。才三條に於けるは都條例が大きな欠点を現出してあるので町の現状からして更にそれを根幹として適宜に規正いたしたい。

才三條は一般的規正として場所提供の件であるが都條例に於ける業者を対象としているが、当町としてはそれ以外の場合も考えられるので貸間、貸室とする側より判断して売春婦と認められた場合において、合意はまるもので合理的と云う意味については住民登録、配給関係取業、容姿、態度等客観的に判断して売春婦と認められたもの云うような意味である。

才四條に於けるは従来日本の風俗よりして公園路上等に於ける接吻等、娯楽の情を催させるような行為の禁止である。

才五條については正常な夫婦関係や青年男女の外会等、すなわちそのものはなく明らかに売春の目的として外会を禁止したものである。

才六條は婦女子を接客婦として使用している業者が売春とせざるもの取締るもので営業時間の内外を問わずに売春と

林止するものである。

オ七條はオ三條よりオ八條に違反したものの罰則である。

本来なれば條例を設定しなくとも行政処置としての啓蒙宣伝等により淨化を期するのが望ましいがこればかりでは効果が少いので條例により取締り更には罰則を附して強化したのである。

更にこれと並行して啓蒙宣伝を行う予定で当初三月まで行いその効果により更に行う予定である。

又これと関連して取締当局に対し取締強化に関する要望書を提出し細部について話合を進めてゆきたい。これについても緩厳宜しきを得、適時適切な取締りも要望するものであるが基地当局に対する関係から或程度強い要望書となる予定である。

要望書の草案を朗読

形の上で風紀の取締りを実施することになるのであるが基地当局に因りてどの程度でよいかと云うことはおまへるまい。

読賣新聞(十五日)の記事については司令官が淨化の一例として條例の設定を挙げたものと思われるが町当局に対し條例の設定を要求し希望したような事実のなかったことを明言する。

議長 條例設定につき要議を伺う

一 田村 案の中合理的に判断すると云うことはぴんとこない。

一 町 長 外に適當な言葉はないのでこういふもので他によい語句があればお知らせ願いたい。

一 森田 幸房 赤線・青線の区別はないのか。

一 町 長 條例上では区別してない。

一 森田 幸房 「森田幸房」の條例だとすると近隣町村との関連はどうなるか。

一町長 他の町村は現状を希望しているのであつて特に條例設定の意図はないものと思う

一西村節 道義的にウエ事前は近隣町村の了解を得る必要はないか

一町長 この問題については近隣町村は基本的に福生町に委任されているので大した問題はないと思う

一井上頼太郎 條例で罰金刑を課するのはどうかと思われるが

一町長 地方自治法の規定により罰金刑を課することが出来る

一西村節 町長の説明で解除をしなければとか或は解除後に於ける意図と云うようなことについて説明を求め

一町長 解除になったような場合には勿論取締るのであるが解除前といえどもこの方針に基づいてやるのである

一船木甚平 この問題について他町村との連絡は出来ているのか

一町長 町自体の行方とすれば各議員の判断によるべき問題と思う

一船木甚平 連絡が不備なため解除になった際に於ける他町村の反対も考慮されたか

一町長 他町村は現状維持を希望してありそうやう心配はないと思う
一船木甚平 米軍は立入禁止について自分に有利なような解釋をしているが貴庁についても米軍自体の取締り強化は出来るのか

一町長 それについては議会として米軍の立入禁止を要望することも考えられる
一井上頼太郎 罰則については強すぎはないか

一西村節 解除後に於て條例に基づく取締りも一結果他町村に問題と起す可能性があるこれについて近隣町村の了解は必要としな

一町長 その点については他町村との連絡をはかる

一森田幸彦 日米連絡協議会を通じて連絡をとることが必要と考える

一船不甚平

福生町だけが條例を作り、他の町村は都條例で取締ると言うことであるが、夷連町村には連繫してやるべきではないか

町長

也町村にそのことを要望することは困難であり時日を要する。

一高橋三郎

特に利害関係の強い当町とては必要なるものであるが、他町村に於てもその必要が生じたならば、その議会が決定すればよいのである。

る。但し西村議員の云う連絡は必要と考える。又それで発言察て

取歸り難いと云うなれば、**警言**祭か要求するはよいので、**所**か要求す

へき助合ではない

一井梅桑輔

町としても解除を目的として啓蒙を行ひ、それについて條例を

作り取りを強化する。こと、思う。今朝某通訳と会つて

聞いたところではこの條例の設けが公平であると云うようなことも

云つてゐる 智蒙運動も解除を目的と
して含みを持ち、その線

に於ての條例設置及び取締りは必要と考へる。

東京都西多摩郡福生町役場

町長

要望者の件も解除を目途としての表示との秘密協定とも云

うべきであるの、これについて議員側の検討を要する

未^ミ詠^{エイ}については表面には認め得られないが書類上には記入している。

かゝいように思う強き取歸りと云つても程度に於て疑

と生、一と思ふ又適時適切なる取締りと云ふとも五川の例のよ

うな事になると思ふが、その言葉木について、考へる必要がある。

具體的には置屋を増えるような形勢にあるときは強固にする

か或は或時は緩くとううように巾のある取締りが必要と思ふ

オニリーと云うふうなものはどうするか

町長

條例の規定するところにより結婚証明のないような場合は

取歸の對象になると因らる

一森田亭

要望書中の人件擁護云々の部分は削除を望む

一野鳥毎

その件は取締をする人の
気持の問題と思われるので簡単に

處理出來ないから治安委員長等で警察側と話し合いをして
た方がいい

議長

野島議員の意見にも異議ないものと認め治安委員長と中
心とした委員に起草して一任することに決定する

一 設楽美知 昨年も署長との間に頼んだ頼まないと言ったようなことがあった
ので頼むと言う基本的な線は決定されたい解除後に於て同
題の起らないようにすべきと思う

一 西村 節 今までの意見を聞いてみるとやはり解除を目的としてやって
いるように聞えるが私は町内にも述べた通り売春婦の一扫が
主体であると思う

一 野島 毎やほり或程度解除を希望すること、思う

一 西村 節 解除後のことについてはそれはそれで検討するとしようかと
考へてあるならば私としてはこの條例の意味がなくなると思う

東京 都 西 多 摩 郡 福 生 町 夜 場

一 町長

~~未線~~ 業者の爲に解除を希望するよう考へ方があるようだが
解除については一般商業者の希望である

一 森田幸亮 正常な取引を持つための解除であり汚れた町と云うような考
方とは是正させるための條例である

一 西村 節

解除後に於ける取締りと云う考へ方より云々た條例があり
要望書にある解除としてもらうための條例ではないはず
である 要望書にも解除を目的としてではなく解除後に於ける
取締り要望するものである

一 町長

この條例は解除になった際に於ける取締り規定したもので細
かい点について警察の考へ方もあると思うので話し合ひが必要と考へる

一 野島 毎

前回の取締りが強く色々と批判されたのでその点につき注意されたい
一 西村 節 私としては解除の前提として或はその方途としての條例設定

には飽きまで反対するものである。禁止は米軍の一方的考へ方に基づくもので、或時期に於てこれを解除された場合に於て取締ると云う方がであるならば賛成である。

一高橋三郎 平常の状態にすると云う考へ方は必要である。条例は解除後に於ける取締に必要とするので設定するのである。

一森田幸亮 解除にならうとなるまいと設定した以上は今日からでも実施されたい。

休憩 十時五分 ～ 十一時三分

一西村節 要望書を出すことは解除後の取締についてか。

一森田幸亮 解除するとかしないとかは論議すべき問題ではない。即日に施行し実施すべきである。

一議長 条例中の文章について意見は向う

一田村福一

条例は法律に違反しない限り自治体の制定出来るものと考えざるべきの意味より慎重に討議の必要がある。

例えばオ四條についてもスケ月以下の懲役と云うようなことは輕犯罪法から考えても重すぎる。その他の條項に於ても法律では売春について何等の規定もなすが都条例と比較検討の必要がある。

一町長 オ三條の規定通りこの条例は都の条例に準據したものである。オ四條については賣春と云う言葉がないので罰則が強く聞えるのが賣春と云うことと入れるか否かは條の罰則を区分した方がよいと思える。

一西村節 合理的と云うような言葉は除いた方がよいと考える。

一田村福一 オ三條、オ四條、オ五條、オ六條、オ七條について別紙の通りの修正意見は述べる。

一 高橋三郎 田村議員の修正意見に賛同する。

一 議長 條例草案については修正意見に従い別紙の修正案とする。
且つ全会一致で決定するに日を告げらる。

一 取締り要項について

一 議長 町長 議長 治安委員長に取締り要項、又要項書については一任する。
一 森幸 日曜は大に実施して頂きたい

一 水道建設について

一 助役 井戸については昨日見学の結果四〇〇尺いっているが、今月一はいい完成見込で
ある。排水池はコンクリート工事から分通り完成。オマ次工事については十二月一
ばいど完成の見込で田村建設が実施中である。

一 その他

一 田村 仕事量が多くなっているが、事務が滞りているのであろうので町長と
その対策は如何

一 町長 仕事量の多いのは認めるが、外に渉外関係が多く、取員の負担が多くなつ
ている。以前の助役三名もいたことがあつたが、私としては色々な面で色々検討
される議員側の委員の選任とも考えている。

一 高三 助役三名にされる方はよろいか

「町長 助役の選任については議会側で考慮したい」

「牛馬下水の件」

「買丹 牛馬の下水について地方事務課でやっているがそれについて線路を抜くよう」

町側の意向を聞きたい

「議長 山本技師の話では別の方策があるような話であった」

才次案

條例第 号

福生町風紀取締條例 (案)

第一條 この條例は売春に関する諸行為を取締ることにより善良の風俗を維持し社会秩序の健全な発達を図ることを目的とする。

第二條 前條の目的を達するため福生町は東京都売春等取締條例(昭和二十四年條例第五十八号)により風紀取締を行うの他この條例の定めるところによる。

第三條 合理的に判断して売春を行う者と認められる者に貸間、貸室又は貸家をしてはならない。

第四條 駅、公園、路上其他公衆の目に触れる所において接吻、抱擁、其他人をして嫌悪の情を催させるような行為をしてはならない。

第五條 合理的に判断して売春を行う者と認められる者と同伴外出してはな

ならない。

第六條 旅館、飲食店、カフェー、バー、キャバレー、ダンスホール、その他接客を業とするものはその使用する婦女子を営業時間の内外を問はず 売春をさせてはならない。

第七條 第三條乃至第六條に違反した者は六月以下の懲役又は二万円以下の罰金若しくは拘留に処する。

附 則

この條例は公布の日から施行する

風紀取締推進実施要領

福生町浄化の徹底を期するため風紀取締條例の設置により取締の十全を期すると共に警察当局の取締と相呼応し更に浄化運動を継続強化して啓蒙宣伝によりよく一般町民の理解と協力を得るよう戸記により啓蒙運動を実施する

一 啓蒙運動の方法については計画通り印刷物の配布立看板座談会講演会街頭宣伝等あらゆる有効な方法を以つて長期間に亘り推進するものであるが特に街頭宣伝については町長局町議会を始め各種団体の協力により実施するものとし当面三月間の宣伝計画は戸記の通とする

二 街頭宣伝計画

参加団体 町当局 町議会 教育委員会 小中学校 PTA 婦人会 青年団 町民協会 連合会 商店街連合会 東洋汽協会